

広島県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所 の 所 在 地	廃止年月日
有限会社はるかぜ	呉市広駅前二丁目七番三八号	デイサービスセンターはるかぜ 広交差点	呉市広末広一丁目一番一三号	平成二十三年二月二〇日
有限会社しらかば	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	みずほ福祉用具貸与事業所	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	平成二十三年四月三〇日
有限会社しらかば	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	みずほ福祉用具販売事業所	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	平成二十三年四月三〇日